

目的に応じた避難所における保健活動

医療・ケアの必要な人々の把握と対応

保健福祉的視点でのトリアージと関係機関との連携

避難者の保健福祉的視点でのトリアージを行い、医療・ケアの必要な人々を把握し、緊急性や避難所での生活が可能かを判断。関係機関や支援チーム等と連携し、健康課題に対する対応策を検討・実施。

【保健福祉的な視点でのトリアージ】

ステージ	分類	対象者	具体例
I	避難所などでの集団生活が困難で常時専門的なケアが必要なレベル	医療機関への保護が必要	人工呼吸器装着、気管吸引などの医療行為が常時必要な者
		福祉施設での介護が常時必要	重度障害者、寝たきりで常時介護が必要な者
II	他の被災者と区別して専門的な対応をする必要があるレベル	福祉的なニーズが高く、介護援助などの継続が必要	一部介助や見守りが必要な要介護高齢者・視力障害者・聴力障害者・身体障害者、精神障害・発達障害等個別対応が必要な児・者
		医療的ニーズが高く、医療やケアが必要	医療的なケア（在宅酸素、人工透析、インリン注射等）の継続が必要な者、感染症のため隔離が必要な者、乳幼児・妊産婦等感染症の防御が必要な者、親族の死やPTSD等で精神的に不安定で個別支援が必要な者
III	定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅生活が可能レベル	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服の確保ができれば生活可能な者、精神的不安定や不眠等があり見守りや傾聴等の精神的支援が必要な者
		福祉的なニーズ	見守り程度の介護が必要な者、在宅生活継続のために生活物資の確保に支援が必要な高齢者世帯等
		保健的なニーズ	生活不活発病予防のために椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要な者
IV	現状では生活は自立していて、避難所や在宅生活が可能レベル		

【災害対策基本法施行令 第20条の6第5号】

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「**要配慮者**」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、（中略）要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

内閣府令で定める基準【災害対策基本法施行規則第1条の9】

- ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている
- ・発災時に**要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる**体制が整備される
- ・発災時に**要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される**



【福祉避難所の利用の対象となる者】

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ**入所するには至らない程度の者**、具体的には、**高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者**、及びその**家族まで含めて差し支えない**。なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。（出典：災害救助法 運用と実務 第一法規 平成26年 304頁）

上記を原則としつつも、**地域や被災者の被災状況に応じて、さらに避難生活中の状態等の変化に留意し、必要に応じて適切に対処する必要がある。**

災害時要配慮者

- ・時間経過とともに保健活動による支援が必要となる対象は変化する
- ・要配慮者を特定し、避難所での生活や健康に関するニーズを把握し、継続的に支援する

高齢者

妊産婦
乳幼児

慢性疾患のある人（糖尿病、
心臓病など）

人工呼吸器などの
医療機器を日常的
に用いている人

介護や介助などの
手助けを必要とす
る人：視覚・聴
覚・心身の障害を
有する人

日本語による迅速
な情報収集が困難
な人：外国人

緊急に医療が
必要な人

持続的に内服などの
受療が必要な人

保護や配慮の
必要な人

情報

危険回
避行動

移動
行動

生活
行動

適応

構造

経済

避難行動要支援者とは

【災害対策基本法 第49条の10】 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に**自ら避難することが困難な者**で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

【市町村の責務】

- ・避難行動要支援者に係る重要事項を**市町村地域防災計画に定め**、細目的な部分は、下位計画を定めること
- ・**避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付ける**とともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できる
- ・避難行動要支援者本人からの同意を得て、**平常時から**消防機関や民生委員等の**避難支援等関係者に情報提供**する
- ・現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、**本人の同意の有無に関わらず**、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる
- ・名簿情報の提供を受けた者に**守秘義務を課す**とともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずる

健康管理

ヘルスニーズの把握と対応

- 避難所内巡回や全数健康調査などを実施して、全避難者の健康状態を把握。健康問題の早期発見及びヘルスニーズの把握に努める。
- 日頃の地域診断に基づく当該地域の健康課題を考慮して活動。
- 安心して相談や診療が受けられるスペース・機会の確保。
- 有症状者や感染症（疑い含む）罹患者が安心して療養できる部屋の確保。必要時、隔離。
- 食事制限やアレルギーのある者を把握し、必要な食事が届くよう調整する。
- 感染症予防のために、啓発活動・健康教育の実施。
- 避難所における生活や環境による健康リスクを軽減するための保健活動の企画・実施。

*「避難所における迅速アセスメント」、「避難所における感染予防対策の基本」、「災害時の二次的健康被害の理解」参照

ヘルピングハンド

- 避難者の中には自ら訴えず我慢する者等もいることを念頭に置き積極的に支援していく。
- 当該地域の特徴や住民性等を考慮して活動する。
- プライバシーに配慮しつつ、家族や他の避難者からの情報も参考にして、アプローチしていく。

必要な支援につなぐ

- 医療を確保し（救護所、医療チーム、医療機関との連絡調整等）、医療が継続されるようにする。
- 相談記録票の工夫、健康手帳やスマートフォン・アプリケーション等の活用により、避難者個々の健康関連情報が経時的に記録され、支援者が代わっても継続して活用されるようにする。
- 避難者にとって支援が負担と感じられる場合もあるため、把握したヘルスニーズや避難者の心理も考慮して、必要な人、必要な時に支援が結びつくようにする。

* 参考資料 1～3

生活環境上の健康リスクの軽減

災害対策本部、避難所担当職員、施設管理者、避難所運営委員会、その他の避難者、支援者等と連携し、協力を求めながら、避難者の生活の変化も踏まえて生活環境を整備し、衛生対策を維持向上させていく

避難者
特に要配慮者

対応・対策不足による健康への影響を最小限に

生活
スペース

水

食料

空気
環境

トイレ

ごみ

寝具

ねずみ
害虫

風呂

化学
物質

ペット

その他

安全

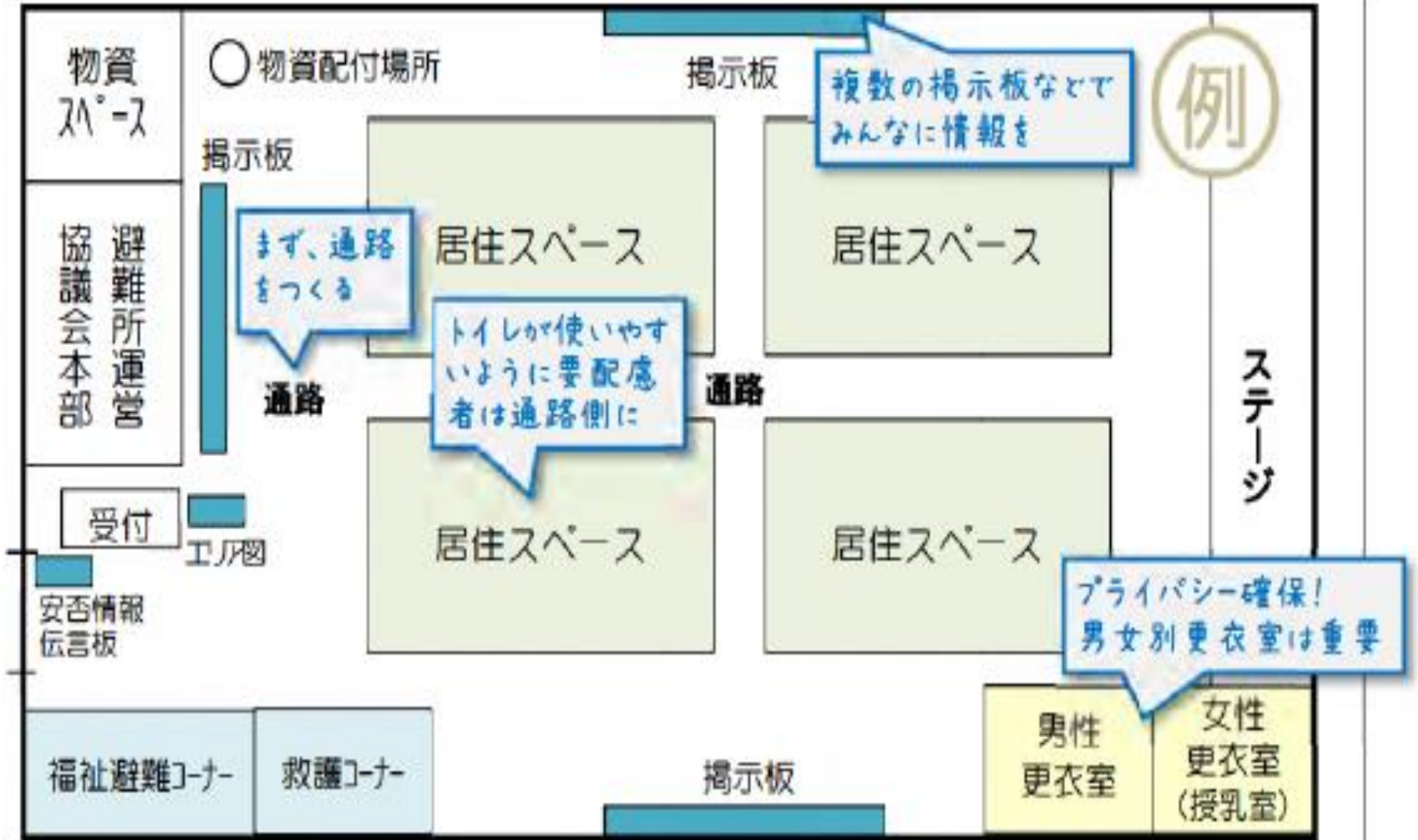
生活環境整備・衛生対策に関わる保健指導

	整備最低ラインの目安	保健活動・保健指導
水	<ul style="list-style-type: none"> 最低必要量7.5～15 L /日/人 (1人1日あたり、飲料・食べ物2.5～3、衛生上の行動2～6、基本的調理3～6) 水源と供給システムの維持 	<ul style="list-style-type: none"> 給水車による水道水が毎日確保できる場合、ポリタンク等の水は毎日入替えて使用。1日以上保管した水は飲料水以外で使用 保管した水を数日間使わざるを得ない場合、遊離残留塩素濃度を確認。塩素が検出されない時は、煮沸して飲用、困難時は別使用
食料 (栄養)	<ul style="list-style-type: none"> 2,100kcal/日/人・蛋白質、脂質の確保 十分な栄養素(ビタミン、ミネラル)の摂取 (特に、乳幼児、妊産婦、授乳中の女性) 高齢者の食事形態や基礎疾患(高血圧、糖尿病、アレルギー等)を有する者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫等による温度管理が困難な場合、提供された食品の速やかな喫食を心掛け、残ったものは廃棄 特に夏期は、リスクが高い高齢者、妊産婦、小児への生野菜や果物の提供に注意 避難所内の調理担当者の健康チェック 正しい手洗い方法、正しい手指消毒方法の指導
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は避難者約50人に1基 避難が長期化する場合は約20人に1基 女性用と男性用の割合は3対1 子どもの排泄物(オムツ含)の衛生的な処理 全ての水源を汚染しないよう排泄物格納 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生維持のため避難者やボランティア等による清掃・消毒が望ましい。必要時、望ましい清掃・消毒方法の見本を示す 午前、午後、夕方、各1回の清掃・消毒が実施できるようにする トイレの汚れが目立つ場合には、清掃・消毒回数を増やすことを検討する
生活 スペース	<ul style="list-style-type: none"> 生活スペース面積3.5m²(*1畳1.62m²) プライバシーの確保(授乳や更衣等) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要時、要配慮者のためのスペースや個室の確保(平時から検討) 感染症予防のため、原則、生活スペースでの土足は禁止する 犯罪を誘発・助長する環境はないか確認し(照明等)改善策提案
寝具	<ul style="list-style-type: none"> 1人あたり毛布1枚とベット (簡易ベット、段ボールベット、マット等) 衣服一式を最低2セット/人 	<ul style="list-style-type: none"> ダニ、カビ等のアレルゲンを低減するために換気や室内清掃を促す 避難者やボランティア等が協力し合って、最低、週に1回の布団干しを促す
その他	<ul style="list-style-type: none"> 個人衛生用品(口腔ケア物品、生理用品等) 保温や冷房等季節・気候に適した環境 TV、ラジオ等情報や娯楽を得られる媒体 携帯電話等の電子機器を充電する電源 	<ul style="list-style-type: none"> ごみは分別収集にする。ごみ収集がない場合、密閉された倉庫内や屋外軒下の容器内で適切に保管されているか確認する 蚊、ハエ、ねずみ等の駆除の必要性及び対処方法を判断する 蚊取り線香、スプレー式殺虫剤等の使用は化学物質過敏症患者がいる可能性があるので十分配慮する

避難所の空間配置図の例



避難所の空間配置におけるポイント



※屋外で必要なスペース

- | | | | | | | | |
|---------|---------|------|----------|----------|---------|----------|------|
| 仮設男性トイレ | 仮設女性トイレ | 給水場所 | 炊き出しスペース | 携帯電話スペース | 男女別物干し場 | ペットのスペース | ゴミ置場 |
|---------|---------|------|----------|----------|---------|----------|------|

※喫煙場所は施設の指定場所に

様々な人々と連携・協働するために求められること

・安全でタイムリー、効率的・効果的で公平な避難者への支援を計画・実施・評価するために、様々なチームが効果的に役割を果たせるよう関係構築の価値観とチームダイナミクスの原則を適用する

**チームワークと
チームを基盤に
した実践**

・避難者の健康を維持・向上するためのチームアプローチを推進するために、避難者や支援者・関係者とコミュニケーションをとる
・情報の発信と共有に努める

**コミュニ
ケーション**

**価値観/
倫理観**

・互いを尊重し価値観を共有する態度（感情、雰囲気、状況）を維持する

**役割/
責任**

・自分の役割に関する知識と多職種の知識を用いて、対象のヘルスニーズを適切に評価して対処するとともに、避難者の健康が維持・向上するようにする

参考資料

1. 日本公衆衛生協会/全国保健師長会（2020）：災害時の保健活動推進マニュアル、令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書
http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf
2. 日本公衆衛生協会/全国保健師長会（2013）：大規模災害における保健師の活動マニュアル、平成24年度 地域保健総合推進事業「東日本大震災における保健師活動の実態とその課題」を踏まえた改正版 http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h25_01.pdf
3. 小井土雄一、石井美恵子編著（2017）：多職種連携で支える災害医療－身につけるべき知識・スキル、対応力、医学書院.
4. 内閣府（防災担当）（2016）：避難所における良好な生活環境確保に向けた取組指針 平成25年8月（平成28年4月改定）.
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604kankyokakuho.pdf>
5. 宮崎美砂子、奥田博子、春山早苗、石川麻衣、金吉晴、植村直子、金谷泰宏（2020）：実務保健師の災害時の対応力能力育成のための研修ガイドライン、平成30年度-令和元年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証」
6. 内閣府（防災担当）（2016）：福祉避難所の確保・運営ガイドライン 平成28年4月.
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

7. 五十嵐豪、原田奈穂子他翻訳監修（2019）：スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準 日本語版第4版、支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク（JQAN）。
8. 内閣府（防災担当）（2016）：避難所運営ガイドライン 平成28年4月。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf
9. 内閣府（防災担当）（2016）：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf
10. 内閣府（防災担当）（2017）：平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書 平成29年4月。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyosyo.pdf>
11. Interprofessional Education Collaborative Expert Panel(2016) :
Core Competencies for Interprofessional Collaborative Practice : 2016 Update,
Washington,DC
<https://hsc.unm.edu/ipe/resources/ipec-2016-core-competencies.pdf>
12. 春山早苗（2019）：災害時の連携協働に関する実務保健師の役割と求める能力、知識・技術・態度の検討、厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証」（研究代表者 宮崎美砂子）平成30年度 総括・分担研究報告書。